

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大牟田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 現況

本市は、北部、東部及び南部の東半分がそれぞれ低山性の丘陵や山地であり、西部の有明海に向かって平坦な地形となっている。本市の農業は、平地においては、主に米、麦、大豆の土地利用型作物で営農されている。丘陵地においては、稲作及び果樹等で営農されており、平地に比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。また、農村地域の過疎化、高齢化、混在化等の進行により低下した集落機能を地域の共同活動で支援する必要があり、さらに環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより生物多様性の保全を行っていく。

2. 目標

1を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号も併せて行うよう働きかけ、山間地域においては同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大牟田市東部	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	大牟田市北西部	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法指定地域（大牟田市全域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

（田1/100以上、畑8度以上）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協

定の広域化支援の対象とすることが適當であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適當であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、大牟田市の農業振興地域整備計画に定めた、中核農家の農業経営目標と同程度の目標を持つ経営体とする。

4 その他必要な事項

交付金の返還等については、別途「大牟田市中山間地域等直接支払交付金交付要綱」に定めるものとする。